

令和4年第4回

伊根町議会定例会会議録

令和4年12月16日（第3号）

伊根町議会

令和4年第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和4年12月16日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和4年12月16日 9時30分			議長	佐戸仁志	
	閉会	令和4年12月16日 11時11分			議長	佐戸仁志	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 8名 欠席 1名
	町 長	吉 本 秀 樹	×	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副町長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教育長	岩 佐 好 正	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	総務課課長補佐	横 川 純	○				
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○				
住民生活課長	森 田 連 三	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	奥 野 日 菜	○	
会 議 録 署 名 議 員	3番	松山 義宗		7番	和田 義清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和4年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和4年12月16日(金)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 肥料、飼料価格高騰対策について 大谷 功
- 観光施策について 和田 義清
- 「水之江の里 浦嶋館」の指定管理について 山根 朝子
- 吉本町長5期目の町政運営を問う 上辻 亨

日程第 3 報告第 3号 専決処分の報告について(令和3年度亀島本庄浜線法面防災工事(津母地区)その2変更請負契約の締結について)

日程第 4 議案第80号 監査委員の選任について

日程第 5 請願第 1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書

日程第 6 発議第 2号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議について

日程第 7 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 肥料、飼料価格高騰対策について 大谷 功
- 観光施策について 和田 義清
- 「水之江の里 浦嶋館」の指定管理について 山根 朝子
- 吉本町長5期目の町政運営を問う 上辻 亨

日程第 3 報告第 3号 専決処分の報告について（令和3年度亀島本庄
浜線法面防災工事（津母地区）その2変更請負
契約の締結について）

日程第 4 議案第80号 監査委員の選任について

日程第 5 請願第 1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」を
政府に送付することを求める請願書

日程第 6 発議第 2号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議につ
いて

日程第 7 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和4年12月16日(金)
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

非常に寒い冬らしい日となりました。本日、12月議会最終日であります。皆様の協力の下、スムーズな議事進行をよろしく願いいたしたいと思っております。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

3番、松 山 議員

7番、和 田 議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(佐戸仁志君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、肥料、飼料価格高騰対策についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番(大谷 功君) 皆さん、おはようございます。

今期初めての一般質問をさせていただきますが、思い起こしますと24年前、35歳のときに、初めて居並ぶ諸先輩方を前に緊張して足が震える思いをしながら、足を押さえながら一般質問をしたことを今思い起こしております。今期も新鮮でフレッシュで緊張感を持った質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ皆さんよろしく願いをいたします。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

ロシアのウクライナ侵略に伴います国際的な飼料や肥料の逼迫、価格高騰が今農家を苦しめています。具体例を挙げますと、今農家に農協より配布されています令和4年度のJA水稲用肥料予約価格では、一般的な一番よく使われます、昔でいいますと燐加安14号、今の名前は化成肥料14-14-14というふうになっておりますが、この予約価格は昨年1,740円、今年については3,190円で1.83倍にも上がっています。

飼料、餌についても、農林水産省の農作物価指数の資料によりますと、2020年の飼料価格を100としますと2022年6月は132であって、仮に年間200万円の飼料費の経営であれば、今年は2年前より64万円プラスとなる計算だと思っております。7月以降も配合飼料価格は大幅に上昇しており、現在の生産現場では、アップ指数132どころか150くらいになっているんじゃないかと言われております。

こういう中で政府は、化学肥料の低減などを行った農家に、価格上昇分の約7割を補填する内容で肥料価格高騰対策事業を実施します。しかし、その3割は自己負担で補填は一部でしかありません。収入の減少ならば少なからず収入保険、価格安定補填金、農業共済金等で幾らかは手当てができますが、農産物価格は需給関係で決まるために生産費用の増加は価格に反映されにくい構造的な問題があります。また、今、米の作付を減らしてほかの作物に転換する目的で行われ、転換作物栽培面積によって補助金を支出するという水田活用交付金の見直しが行われています。伊根町でのハウス栽培、そば、小豆なども今後の作付に大きな不安材料となっております。

あわせて、条件不利農地を守るために耕作していたものが交付金が出なくなれば、誰も引受けせずに、離農や耕作放棄地が増加するという危険性が現実のものとして今上がってきています。このように5年度の農業経営はさらに厳しいものとなることが予想されています。

国民の命を支える食料の安定供給は国の責務だというふうに思いますが、肥料、飼料などの資材高騰下でも安心して営農を継続するためには、自治体としても支援策を示し、農家を下支える必要があるのではないかと考えています。既存の枠にとらわれない支援が必要で、肥料価格高騰対策事業の上乗せ補助について検討するべきではないかと考えます。また、飼料についても別途支援することも求めますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） 皆さん、おはようございます。

議会議員の皆様には、昨日お伝えをさせていただきましたけれども、昨日、吉本町長がコロナウイルス感染症の濃厚接触者であるということが判明いたしました。よって、昨日午後から自宅にて業務を行っていただいております。町長は、今後症状が出なければ二十日から通常復帰できる予定でございますけれども、本日、町長に対しまして一般質問でございますが、町長自らが答弁することができませんので、町長に代わりまして私のほうから答弁させていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、大谷議員からのご質問で、肥料、飼料価格高騰対策についてお答えをさせていただきます。

議員お示しのとおり、オール14につきましては秋頃に値上がりしたと聞いており、基肥一発肥料は6月の値上がり以降は値上がりしていないというふうに聞いております。JAからも在庫に応じて値上がりをするとの情報を受けており、ある意味予想どおりではないかというふうに考えるところでございます。

国のほうも、商社が化学肥料原料の調達を代替国に切り替えるための費用などに補助を行っており、一旦価格の上昇が止まるのかどうか、今後も注視をする必要があるというふうに思います。

飼料価格につきましても、議員が示されましたとおり、飼料価格が2020年の令和2年を基準に2022年では32ポイント上昇しております。しかし、農産物も同様に上昇しており、令和2年度を基準に6.6ポイント増加しているのも事実であります。

6月議会でもご説明いたしましたとおり、今後も感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化に伴い、原油価格の高騰や円高による物価のさらなる高騰の可能性も否定できないと考えております。この考え方は国も同様でございます。よって、肥料や飼料の高騰が長期化することも十分考えられるところでございます。

このような状況の中で肥料などの高騰分に支援を行うことは、一時的な措置ではなく、今後も継続的な財政支援が必要となり、町の財政だけでは対応し切れないものとなります。安くて安全な食品が一番であり、消費者もそれを望んでおります。しかし、そのための生産費用を生産者がかぶるのはいかなるものなのでしょうか。

物価の優等生であります鶏卵も結構な値上がりをしております。また、高騰しているのは肥料、飼料のみではありません。燃油・電気料金、電気製品、食品、建築資材等々、あらゆるものの原材料費が高騰し、物価高が起きております。11月の企業物価指数は、前年同月比9.3%上昇している。そして、それらを町が負担することは財政的に無理があるものと考えます。伊根町の農産物は安全で品質のよいものであること、これをアピールし、価格高騰下でも販路を確保していくことが重要ではないでしょうか。

議員がおっしゃいます農産物価格は需給関係で決まること、価格に反映されにくい構造的問題があること、これらの具体的内容を町としましても十分把握しているとは言いきれませんが、この課題を解決していくことが重要ではないかと考えるところでございます。

今年度、食味計による優良数値を示した米の試行的販売を行っております。1kgでの袋販売で金額は1kg700円、観光協会と舟屋の里レストランで販売し、約60袋を販売することができました。小袋販売であり手間は大変かかりますけれども、今年のJA販売価格が1等米30kgで7,000円、これに対し、先ほどの販売価格は30kgにしますと2万1,000円での販売となります。数は少のうございますが、この結果から見ましてもマーケティングなどに課題の解決が

見いだせるのではないかと考えるところです。農家の方にはあまりなじみのないマーケティングに関わる部分であります。これは農家の方々が考えていかなければならない問題でもあります。

町としましては、農産物の販売価格の向上、この目的達成のため、その課題解決に農家の皆さんと協働して考えていきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、様々な国際情勢のあおりで化学肥料のみならず、あらゆる食品、商品の値上げ、またエネルギー価格の高騰、物価高が起きております。これは一自治体で対応できる問題ではありません。国が確固たる政策を打つべき問題です。とりわけ食料安保の観点からも、戦略的に農林水産業の基盤強化を急ぐべきに思います。町といたしましても、国の動向を踏まえ、京都府町村会、全国町村会などと連携し、適時、国や府へ支援拡大の要請を行いたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 大谷議員。

○6番（大谷 功君） 国の責任でということなのですが、一面はそうなんです。私もそういうふうに思っておりますが、これからどうなるか分かりませんが、また国の地方創生臨時交付金があるのかないのか分かりませんが、もしあるとすればその使い道として、こういう肥料価格、飼料価格の高騰に対してご検討いただくことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） 大谷議員も国の責任も十分認識をしておるといってお言葉をいただきましたけれども、私どももそう思っております。また、今後国からの様々な交付金等の使途につきましては、今まで同様、議会議員の皆様方と十分協議、連携を取りながら、一番伊根町にとってよりよい使い道を検討、模索させていただきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願います。

○議長（佐戸仁志君） 次に、観光施策についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） それでは、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

令和4年第3回定例会一般質問に答える形で、町長は出馬表明をされました。その出馬表明で町長は、数ある町の今後の課題の中、喫緊の課題の一つとして伊根地区で成果が出た集客効果を町全体に広げることが挙げられました。第8波のコロナ感染拡大状況に、観光状況は今後も大きく左右されると予測します。国や地方がこれまで実施してきたコロナ対策による成果に応じ、徐々に規制緩和に向かい、全国的にもコロナ禍で疲弊した経済の復活に向けた動きが活発化しております。

当町においては、他の市町村と比較してもワクチン接種も進み、いねタクの運行開始と、一定のコロナ後の経済回復の下準備も整っている状況と考えます。舟屋地区を中心に週末のみならず平日の観光客の入り込みも増加傾向にあり、現在は中国人を除く外国人観光客の姿も以前に比べ多く見られるようになりました。

コロナ禍前の経済状況に戻るには、まだ一定の期間と国際レベルのコロナ鎮静化の条件を要すると予測します。加えて、コロナ禍後はウィズコロナ対策が当たり前となり、町内に観光に訪れる客層も以前と比べ、時期や国際情勢によって変化しながら徐々に回復に向かってくと予測しております。

このように以前とは変化しながら経済回復が予測される今後において、喫緊の課題として町内一円の経済の底上げと回復をどのような施策をもって進めていかれるのか、町長のお考えをお示ください。

○議長（佐戸仁志君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） それでは、和田議員ご質問の観光施策について答弁をさせていただきます。

伊根町の観光施策につきましては、第5次伊根町総合計画において舟屋を核とした観光産業の育成支援、これを掲げ、舟屋日和などの飲食施設や町営駐車場、町営宿泊施設の整備を行い、受入れ体制の確保を図ってきたところでございます。

SNSやテレビに取り上げられることで、伊根の舟屋が全国的に注目を浴び、台湾、香港などで

も同様に、日本国内以上に個人のSNS配信によって注目され、インバウンドの増加につながったところがございます。

アフターコロナ、ポストコロナにおいて、伊根の観光効果を町全体に広げる、確かにこれは大きな課題であると認識をしており、議員各位をはじめ町民の皆さんも、町に大きな期待と具体的な施策を求めているものと理解をしております。

では、具体的な施策があるかといいますと、伊根地区での成功は、舟屋というところが資源があったことが最大の要因で、それに磨きをかけ、世界に発信することができ、それを活用して起業しようという方が現れたことでございます。

同じように本庄、筒川にとがった観光資源があるかと考えた場合に、丹後大仏、浦嶋神社は、観光資源としては少し弱いのではないかと感じられるところでもあります。そうであるなら、宿泊施設には他と差別化を図れる何か求められます。自然の中の露天風呂、地元食材を駆使した食事、非日常的体験などは、差別化を図る有効なアイテムとなると考えております。

農業者が農業体験を提供する農泊には目があるものと考えております。例えばですが、10世帯の小さな集落の中にある秘境の宿、これも注目を得ることができるのではないかと。こういった特色を持った宿泊施設での農泊の推進は一つの施策として挙げることができると考えております。1泊目は舟屋で、2泊目を農泊施設でといった売り方もできるのではないかと思います。しかし、そういったことに取り組みたいと考えておられる方がいるのかどうかという問題も残ります。以前にも、古民家を使った飲食店、メニューは筒川そばオンリー、やってみないかと打診したこともありますが、やってみるとの回答は過去には得られておりません。

議員もご存じのことと思いますが、観光業は裾野が広い産業と言われており、何も、観光客が本庄、筒川に訪れることが重要なのではなく、観光が生み出す経済効果が町全体に広がるのが目的であります。飲食店への食材提供も、観光客が集まる場所での移動販売も、またそこでの雇用も、伊根の観光が町一円にもたらす経済効果であると考えております。

まずは、舟屋で人を呼ぶ、そして訪れた人々に100円でも1,000円でも多く使ってもらう。そのためにも農林水産業の6次産業化が望まれて久しくあります。しかし、兆しは出ていると思います。ここをしっかりと推し進めていきたいと考えております。

農業は農業、漁業は漁業、業としてしっかりと支え支援する、その業で生計を立て、観光とコラボすることで豊かになる、これが目指すところでもあります。

伊根町がこれまでから行っております支援は、何も伊根地区に限ったものではなく、対象は伊根町全域であります。今年度は、本庄地区内で農業体験民宿に開業支援金を交付させていただきます。今後、他のほうへの広がりも期待できると考えております。

とにもかくにも伊根町に目指す50万人を呼ぶ。今の客単価は1人約4,000円であります。50万人なら20億円です。単価を6,000円に上げれば30億、農林水産業の6次産業化、観光との融合により、それを実現したい、そうすれば地場の商工も当然活気は出る、経済の底上げとなると考えます。

第6次総合計画の大看板は「みんなで創る ええまち」、これです。町のみならず商工会、観光協会とも連携し、しっかりと見守っていききたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 答弁、非常に私も納得できるところが多々あり、非常に賛同はする部分ではありますが、先ほどご答弁いただいたように口で一言、すぐに伊根地区でやられた集客成果の波及効果を町内一円に広げるといえるのは、非常に困難であることは私も十分認識しております。先ほど答弁いただいたまさにそのとおりだと思います。加えて、伊根の舟屋地区の持つ魅力というのは、実は私は個人的にはまだまだ磨きをかければ可能性は大きくあると思っております。

そこで、これまでの成果によって伊根地区で得られた集客力の成果を町全体に波及させて、町全体の経済の底上げを様々な形で取り組む検討は、先ほどの答弁にあったように十分検討はされてきたと思います。先ほどの答弁にもありましたけれども、これを実際に実行し、結果を出すというのはなかなかそんな簡単なことではなく、まだまだ一定の期間を要するものかなというふうに思っ

おります。どうすれば成果が出るのか。

常々町長が主張されておられる、先ほどの答弁にもありましたけれども、ない物ねだりはせず、今あるもの、また原石となるものにさらなる磨きをかけ、新たな可能性と成果を引き出すためにはどうすればよいのか。そして、それを成し遂げるには行政主導なのか、住民主導なのか。私は、行政と地域住民が共にどこで何ができるか、先ほどもしっかり例を出して、野室の秘境地区とか本庄地区ある農家民宿の開業とかというのを把握されておったので、その辺も含めてしっかりと見極めた上で検証し、それを共にしっかりとブランディングして共に作り上げていくのが、困難でも一番の近道かなというふうに思っております。

行政主導ももちろん大切ですが、それ以上に実は、住民の主人公意識を持った自主的な活動スタンスが実現の大きなポイントだと思います。町内にはそれぞれ、様々な地域で自主的に地域活動もされている団体もありますし、このような団体から、もしくは個人から積極的にさらなるヒアリングをする機会を設け、町内全体の経済底上げに協働していただける団体、地域活動等も見極めて、行政を含めた、先ほど副町長がおっしゃいました商工会、観光協会等の関係団体と共に協働していく体制を伊根町第6次総合計画に沿って、これまで以上に構築していくべきかなと考えております。

来年度の予算も、大方詰めておられる時期と思います。町内全体の経済底上げを実現するためのよりよい施策が共に考えられて、共に実現に向かって力を合わせて取り組めることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） ありがとうございます。和田議員もおっしゃいましたとおり行政が主導なのか、民間なり団体が頑張るのかという視点もあろうかと思いますが、行政が今まで経験してきた実績から申し上げますと、行政が自らが取り組んでもなかなかうまくいかない、もうけ下手ということは重々承知でございます。あくまでも個人なり民間企業の皆さんが頑張れるよう、行政は頑張ってくださいのための支援をしていくということを今後も十分考えながら、行政が持つべき部分をしっかりと後押しができるよう奮闘したいと思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、和田議員の一般質問を終わります。

次に、「水之江の里浦嶋館」の指定管理についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

令和4年4月から、水之江の里浦嶋館の指定管理が株式会社本庄観光に変更になりました。当初の予定より事業の開始が遅れたためどうなっているのか、いつから営業するのかという声を多く聞いてきました。そんな中でも地元の一部の人は買物などの利用をされていたようですが、多くの町民の皆さんは状況が分からない状態だったかと思います。最近、いねばんにクリスマスなどに合わせた料理の提供や、店内で飲食できるメニューなどのお知らせが出されましたので、営業が始まったんだなというふうに皆さん知ることができた次第です。

浦嶋館の指定管理者本庄観光の設立者は町外の方で、常時浦嶋館には常駐されていないように思っています。また、計画どおりの営業となっていないことなどから、今後計画どおりに運営がされるのか不安を抱かずにはられません。まだ事業が始まって1年には満たない中ではありますが、現状と町の関わりについて質問させていただきます。

1つは人事関係です。

議会への説明では、職員については正職員が5名、そのうち3名は伊根町在住者で、プラスアルバイトの雇用を町内在住者で考えているという説明がありました。現在、地元の方で1名が主に調理の担当をしておられるのかなと思いますし、また受付というか会計にアルバイトの方がおられるのかなというふうに思っています。実際、現在の雇用の状況はどうなっているのかお聞かせください。

2つ目は、施設の管理について伺います。

施設の安全管理、保守点検、清掃を含む維持管理は指定管理者の責任で実施されることとなって

います。このたび施設敷地内の施設を囲む樹木が全部伐採され、景観が大きく損なわれています。樹木については、その成長を鑑み、計画的な管理が求められるものだと思います。今度のように10年以上もそこで育って施設の景観を形成し、また隣接する神社とのまとまりある景観と自然環境が損なわれたことは非常に残念でなりません。

平成26年に伊根町景観計画が策定されましたが、それには町内全体が伊根町景観計画区域に指定されています。景観に関して樹木をどのように考えるかはいろいろ意見があるとは思いますが、利用者の安全性や隣接する建物など、周辺との緑の連続性に配慮がされることも重要であると言われていました。今回、浦嶋館を囲む樹木が伐採されたことで、先ほども述べましたが浦嶋神社へのアプローチとしての緑の連続性は断ち切られてしまいました。何より浦嶋館のちょっと無機質な建物が前面に現れたことは、周りの自然環境にはそぐわない環境になったと私は感じています。

樹木は一度伐採すると、大きくなるのに10年単位の年数が必要になります。指定管理者の一存で伐採されたということでしょうか、町が許可したということでしょうか、説明を求めます。

3つ目は、これまでの質問にも関係することですが、自治体としてのチェック機能について伺います。

指定管理制度は、ご存じのように公的施設の管理を指定管理者に任せるものですが、自治体は適切な運営がなされているかをチェックする責任があります。定期的な収支報告を求めることはもちろんですが、運営協議会など指定管理者との連絡や相談会を設けることもできると思います。そのような場は持たれているのでしょうか。

また、公的施設の本来の所有者は自治体ですし、またその自治体の住民でもあります。つまり住民は施設の利用者でもあり、同時に施設の所有者でもあります。住民の意見を聞き、サービスの向上に努めることは、公的施設を運営するに当たっては重要であり、また、住民も意見を言って運営やサービスが充実するために関わることも必要ではないかと考えます。ようやく営業が始まった今、住民の意見や要望を聞くシステムをつくることも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

新しい指定管理者による運営は、そのサービスの提供や住民との関わりを充実させ、浦嶋館が住民や観光客の憩いの場所となること、また、先ほど副町長は観光資源としては弱いとおっしゃいましたが、浦嶋神社と併せた本庄地区の観光スポットともなるような役割を果たしてもらいたいと思っています。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） それでは、山根議員ご質問の水之江の里浦嶋館の指定管理について答弁させていただきます。

水之江の里浦嶋公園の指定管理は、本年4月から新しく株式会社本庄観光に替わったところで、議員もおっしゃるように移管後まだ1年もたない状況であります。

指定管理の申請では、レストランの直営のほか、生活必需品や菓子、飲料など、日用品の販売が提案されており、さらには自主事業としてECサイトを構築しての地域製品の全国販売、空きスペースを活用した企業向けレンタルオフィス事業、ゲストハウス、宿泊事業のこれらの展開を計画されておるところでございます。

現状としては、4月の管理開始後に厨房機器の入替えなどに着手され、8月にレストランの営業許可を取得、試験的営業を開始し、10月に本格営業を開始されたもので、いねばんにも、議員おっしゃるとおり3回の営業広告を掲載されております。

ご質問の1つ目、雇用の関係についてでございますが、議会で担当課長が説明しました職員5名にプラス、アルバイトを雇用するという点につきましては、指定管理業務のほか計画の自主事業全てが展開されるようになった最終的な雇用者数を説明したものでございまして、現状としては、管理と厨房を兼ねた正職員が1人とその他パートなどで3名、計4名の方がおられます。この方々は全て全員伊根町内に住所を有する方とのことでございます。

2つ目のご質問、施設内の樹木が伐採されていることを町は許可をしたのかということですが、議員もおっしゃられているように、施設の保守、維持管理は指定管理者の責任での実施となりますので、伐採は管理上支障のある樹木ということで、伐採は承知をしておるところでございます。

3つ目の町担当者との連絡・相談会が必要ではないかとのことですが、指定管理業務の基本協定において、情報・意見交換や業務の調整を図るため連絡調整会議を設置することができるとしており、必要があれば町から、またもしくは指定管理者からの申出でご質問のような会議体を設置することは可能となっております。

指定管理者としての業務開始からまだ1年も経過していない、併せて管理開始後にエアコンが故障するなどの想定外の事象も発生しておりますことから、指定管理者においても計画どおりの事業展開ができず、計画変更を余儀なくされているものと考えております。

ご承知のとおり、町が支払います指定管理料は、施設の維持管理経費に要する額を基準に積算しておりますもので、営業施設の赤字を補填するものではございません。応募申請においても、4年目までは累積赤字を見込まれており、5年目において解消する収支計画となっておりますので、施設の営業に関して指定管理者からの要望があれば応じることはやぶさかではありませんが、今の段階で伊根町のほうから口出しを行うことは避けるべきではないかと考えおるところです。

公の施設を指定管理制度で管理する目的は、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成することです。今のところ、民間事業者のノウハウに期待したいとの答弁にとどめさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 山根議員。

○5番（山根朝子君） 答弁ありがとうございます。確かにまだ1年もたっていませんし、ちょっと様子を見るというのも大事かなと思うんですけども、先ほど副町長は指定管理者との運営協議会を持つことができるというふうにおっしゃっていただきましたので、これはやっぱりやっていただきたいなと思っています。というのは、飲食スペースもあるんですけども、ゴミ袋をはじめ日用品なんかは置かれていました。ただ、ほかにも町民さんにとってはこんなもの置いてほしいなとかというのものもあるかなと思って、スペース的には狭いので何もかも置けるということにはならないと思いますけれども、そういうのはちょっと意見を聞いてほしいなと思うのと、あと野菜も、私が行ったときはジャガイモとタマネギが置いてあったんですけども、ほかの野菜も置いてもらえるのかなと思ったり、そこにいけば野菜やらお弁当やら何やら卵もありましたし、ちょっとした日常のものがそこで一通りそろうなというふうな、そのようなことにならないかなというふうに思った次第です。

責任者が常駐でおられないので、やっぱり町民さんとの何ていうんですか、意見がその運営に反映されるようなシステムというのは丁寧に取りいただきたい、つくっていただきたいなというふうに思っています。

それから、飲食スペースの隣の部屋には、大相撲の力士さんの化粧まわしが展示されていたりとか、それから伊根町出身の明治から昭和にかけてですか、民謡歌手の方の紹介のパネルなんかも展示されていて、町民の方も伊根町の文化とか歴史に触れる場にもなっているのかな、そこはいいかなというふうに思っています。もっと町民の方がそこに浦嶋館に来られて、交流の場としても利用してもらえたらなというふうに考えています。

先ほど樹木の伐採については、管理上支障のある木だったので伐採したというふうに言われましたけれども、そしたら、管理上支障のない樹木を植樹するとかそういうふうなことも考えていただいて、少し緑に覆われた施設にしてもらえないかなというふうに、これは個人的な思いですけども、思っています。

今後も、浦嶋館が本庄地域の拠点となって地域住民の暮らしや観光に大いに貢献してもらいたいなと思っていますので、町のほうも力を入れてほしいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） ありがとうございます。協議体の設置についてですけども、先ほど申し上げましたとおりまだ1年も経過をしていないという中で、まだそこには至っていないんですけども、やっぱり伊根町が指定管理者として認めましたのは、申請内容に基づいてその指定管理者としての指定をしたものでありますので、その計画から大きく例えばまだまだかけ離れている

とかというような状況が見受けられるなど、必要な時期に必要なに応じて必要な内容について検討ができるよう、協議体の設置についても、十分今後見極めていきたいと思っております。ひとつよろしくお願いたします。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、吉本町長5期目の町政運営を問うを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

今年最後の一般質問になりました。大変町内でもまたコロナがはやっておるようですので、皆さん、職員の皆さんも十分気をつけていただきたいというふうに思います。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

令和4年11月に行われた町長選挙において、当初選挙戦になると思われた町長選挙、相手候補の辞退により無投票となり、吉本町長5期目が決まりました。町会議員選挙において、新人候補者はありましたが、3期連続の無投票の結果となりました。

吉本町長は、就任されてから4期16年が過ぎ、5期目がスタートしました。歴代の町長の中では一番長い町政運営が始まるわけですが、少子高齢化と人口減少、空き家の増加、耕作放棄地の増加や有害鳥獣による被害など、最近では鹿が農作物を荒らす被害も増加し、年々被害が増加するのではないかと心配しているところでもあります。

また、今年、筒川地域で初めて熊に人が襲われる被害もありました。秋になると食べ物を求め民家の近くへ出てくるのではないかと思います。地区内では熊が出るから、秋になると早くに柿などの収穫、柿の木にトタンを巻き付けるなどを行っていますが、空き家の敷地内にある柿の木まで、熊が出るから許可なく勝手に収穫したり伐採したりできないのが現状であります。

当町はまだまだ深刻な課題があると思っております。吉本町政になってから、観光業を中心に舟屋を核とした交流人口の増加や、伊根地区内の駐車場整備、観光施設整備などは進められてこられました。町内一円にその効果がまだ見られないように思います。

吉本町長は、5期目の抱負として町内一円の経済の底上げ、伊根地区だけでなく人の流れを他地区に、また地域の農林水産業と観光を連携させ、町内一円の集落に利益をもたらす仕組みをつくりたいと新聞報道でありましたが、どのような仕組みづくりでこの町の将来を考えておられるのでしょうか。

また、当町では、28地区ありますが、ほとんどの地区が限界集落で住民がいなくなりそうな地区もあります。筒川地区では過去には15集落ありましたが、現在11集落となりました。今後このような地区が増えてくるのではないかと思います。何か対策を考えておられるのでしょうか。

以上について答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） 上辻議員からのご質問につきましては、町長本人が答弁すべきものであると思っておりますが、こういう状況でございますので成り代わりまして、吉本町長5期目の町政運営を問うという質問について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。お答えというのも、お伝えをさせていただきたいと思っております。

町長の町政運営のモットーにつきましては、ないものねだりをしない、この町にあるもの、持てるものを最大限に生かす。最大限に生かすべき我々の持てるものとは、自然、景観、歴史、伝統、文化、そして地場産業、こういった地域資源にしっかりと磨きをかけ、身の丈に合わせ総合的にプロデュースし、世界に発信する。もって、交流人口、関係人口を倍増させ、農林水産業、商工観光業を活気づけ、この町の振興を図る、これでありました。そして、この町に暮らす人々に、訪れる人々に喜んでもらえる町づくりを推進するものです。

議員もおっしゃられるように、少子高齢化、人口減少、空き家の増加、耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策など、たくさんの課題があることは認識をしており、それら一つ一つの対策が必要であることも承知しております。

少子高齢化、人口減少については、日本全国で人口が減少している状況下において、伊根町の人口が増加に転じることは現実的ではなく、人口減少への対策は、その減少のカーブをいかに緩やか

にするかであると考えます。これは、空き家の問題、耕作放棄地の問題にも直結するものであります。

コンビニもない、スーパーもない、都会のような利便性にもぎわいもない、誰が考えても不便なことの方が多い伊根町での生活ではなく都会での生活に憧れる、これは若者の至極当然の心理だと思います。

しかし、華やかで享樂的な生活や物はなくとも、この地には、人が人として心穏やかに安寧に暮らすべきものは全てあります。ないものはないが、あるべきものは全てある。そして、東京、大阪、はたまたロンドン、パリ、ニューヨーク、どこに住んでも幸せもあれば苦勞もある。伊根町にだって幸せな暮らしはあります。一旦都会に出てそこで生活することで、伊根町のよさ、豊かさを再認識して伊根町に戻ってこようかと考える、それはそれでいいことだと思います。伊根町のよさを再認識できる、そう思えるような施策を進めることが大事に思います。とにかくこの地に住まう人々に喜んでもらえる行政を行う、近きもの喜びば遠きもの来る、これであります。

これまでから、高校生までの医療費の無償化、全国に先駆けて保育料無償化、出産祝い金、小中学校の給食費、教育費、修学旅行費の無償化、そして大学生への無利子の奨学金など、子育て支援には力を入れてきました。その成果は、子供の数として目に見える形となっています。こういったこれまでの成果を継続、充実することも、私に課せられた5期目の役割であると考えています。

ICT技術が進むことで、我々地方のハンディの一つが解消されつつある、いねばん、いねタクは、伊根町だからこそできる取組であると考えております。我々、少数の人間であっても、この地域でしっかりと生産のシステム、きちんとした生活のシステムを構築し、数で考えるのではなく、先進的かつ魅力的な少数社会、これを構築できればいいと思います。

生産のシステムの構築とは、農林水産業、商工観光業の振興とその効果的な融合、生活のシステムの構築とは地域福祉の充実を言います。そういったものを整える。あわせて、IT環境など時代にふさわしい普遍的な環境を整える、インフラ整備をする。一方、都市にはない田舎暮らしの価値を積み重ねることが農山漁村の地域づくりの基本だと思います。先進的かつ魅力的な少数社会をつくるべきと考えております。

観光施策についてのご質問、町内一円にその成果がまだ見られないとのことですが、和田議員の質問と重複する点もあり、繰り返しとなることにご了承いただきたいと思いますが、議員もおっしゃられるように、第5次総合計画において舟屋を核とした観光産業の育成支援を掲げ、舟屋日和などの飲食施設や駐車場、宿泊施設の整備を行い、受入れ体制の確保を行ってまいりました。

伊根の舟屋がSNSで発信、テレビに取り上げられることで全国的にも注目を浴び、海外でもSNS発信によって注目され、インバウンドの増加につながったところでもあります。

観光業は裾野が広い産業で、何も、観光客が本庄、筒川に訪れることが重要なのではなく、観光が生み出す経済効果を町全域に広げることが目的であり、その飲食店への食材提供も、観光客が集まる場所での移動販売も、またそこでの雇用も、伊根町の観光が町一円にもたらす経済効果であると思います。

農林水産業と観光の連携で町内に利益をもたらす仕組みづくり、つまりは先ほど申し上げた生産のシステムを構築することだと思います。まずは農林水産業をしっかり支援し振興する。農林漁業者はその生産で生計を立てる、併せてその産物を加工販売、料理して食べてもらう、加えて農林漁業体験、非日常を体験できる宿に泊める、すなわち6次産業化により、より豊かに生計を立てる。これが農林水産業と観光の連携で町内に利益をもたらす仕組みづくりであると考えます。

一例は、古民家を使った飲食店、メニューは筒川そばオンリー、小さな集落の中にある隠れ宿・秘境の宿、一日一客、農業者による農業体験を提供する農泊、注目を集めることができそうな施策はあるように思います。しかし、こういった取組に手を挙げられる方がいるのかいないのか、これが大きな課題です。

繰り返しとなりますが、伊根町がこれまでから行っておる支援は、伊根地区に限ったものではなく、対象は伊根町全域であります。今年度、本庄地区内で体験民宿に開業支援金を交付させていただきます。この方に続く方が出てこられることを期待するものです。必要な支援は、どこの地区でも同じようにさせていただく予定であります。

次に、限界集落をどうするのか、どのような対策をするのかというご質問をいただきましたが、これは全国885の過疎市町村の大きな課題となっています。しかしながら、伊根町のみならず、どの市町村も特効薬は持ち合わせておりません。

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の中で、農山漁村から都市地域に向けて若者中心に大幅な人口移動が起きました。特に大都市地域では、人口集中により過密問題が起こるようになりました。その一方、農山漁村地域では、人口の減少により、例えば教育、医療、防災など、その地域における基礎的な生活条件の確保にも支障を来すようになるとともに、産業の担い手不足などにより地域の生産機能が低下してきました。

過疎とは、このように地域の人口が減ることで、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になることをいい、そのような状態になった地域を過疎地域といいます。伊根町は歴とした過疎地域であります。そして、そこからの脱却のため、先ほどの人口減少で申し上げた様々な施策に取り組んでおります。生産の、また生活のシステムであります。

ありていに申し上げまして、そういった集落に餌をぶら下げて移住を促すようなことは考えておりませんし、この町での生活は嫌だと出られる方を押しとどめるつもりもございません。正直、致し方ないという思いはあります。

国も様々な施策を実施しております。例えば過疎地域集落再編整備事業など、点在する集落を1つの場所に移転する事業であります。いわゆる集住というものであります。1つの場所に集約して、公共投資を集中するという事業であります。

では、伊根町では、町民の方が住んでいる場所で公共サービスが受けられない場所があるのか。いねタクや買物支援バスはどの集落へも行きます。町内2つの診療所は開いておりますし、いねタクで移動することができます。町道の除草、除雪もしっかり実施しております。どの集落に住んでおられても伊根町のサービスは公平に提供し続けております。今後もそのサービスは提供し続けるつもりであります。どの地域も伝統があり、思いがあります。これを壊す集住、これが当町にとってよい施策とは思っておりません。聞いてみなければ分かりませんが、隣人が少なくなっても住み慣れた集落を出て、どこかに集まれと言われても、誰もうんと言わないのではないかと思います。

まちづくりの目標は、第6次総合計画にも記載のとおり、暮らしている人が幸せを感じることにあります。今のところ、限界集落というよりも消滅可能集落の復活策、これは持ち合わせておりませんが、どの集落に住まわれても、たとえ1名であっても不自由させたくはありません。

今後ともよりよい公共サービスを町全体に提供し、ええまちと思っていただけるような伊根町にしたいと考えております。「みんなで創るええまち」であります。私も頭をひねりますが、おまえが考えではなく、みんなで知恵を出し汗をかきたく思います。とりわけ議会議員の皆様の特段のご理解とご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

集落の復活策は持ち合わせていないと申し上げましたが、最後に、策とまではいきませんが、伊根町でも取り組むことが可能かもと、ひょっとしたら希望があるのではないかと思う制度について述べさせていただきます。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律という法律が令和2年に施行されています。人口が急激に減少している地域、法律の中では人口急減地域といいます。そういった地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、知事の認定を受け、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能とするとともに、その組合運営費に財政支援を受けることができるというもので、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、地域内外の若者等呼び込むことで、集落の維持と地域事業者の事業の維持、拡大を推進するものであります。

この事業は、京都府内でも綾部市で先例があります。この制度を活用するためには、我々行政、町の声かけだけではなく、地域で先頭に立って中心となって動いていただく企業が必要なのですが、今後、伊根町において実現可能かどうか、不確定なところも多々ありますが、一考の余地がある制度かと思っております。

以上で町長の答弁とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。本当であれば町長の生の声で本当に声が聞きたかったわけですが、心底をちょっと探ってみようかなという気持ちはあったんですが、副町長なのであれかなと思います。

町長は5期目ということで長いこの4年間であります。町民の期待というものは、伊根町でしかできない取組、また暮らしている人が幸せになれるような取組と副町長もおっしゃられましたが、我々議員もこの町をよくしたいという思いは全議員も同じだと思います。5期目4年間をこの町の人が本当に暮らしてよかったなと思っていただけるように全力で取り組んでいただきたいという思いでありますので、どうかそのつもりで頑張ってくださいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 報告第3号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、報告第3号 専決処分報告について（令和3年度亀島本庄浜線法面防災工事（津母工区）その2変更請負契約の締結について）を議題とします。

本件についての提出者の説明を求めます。橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 報告第3号 専決処分報告について（令和3年度亀島本庄浜線法面防災工事（津母工区）その2変更請負契約の締結について）説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎ 日程第4 議案第80号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第80号 監査委員の選任についてを議題とします。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） すみません、休憩します。

休憩 10時40分

再開 10時42分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

地方自治法第117条の規定によって、和田義清君の退場を求めます。

（和田義清君退場）

○議長（佐戸仁志君） 提出者の説明を求めます。上山副町長。

○副町長（上山富夫君） 議案第80号 監査委員の選任についてであります。

伊根町議会議員の改選に伴い監査委員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

人事案件であり、担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第80号 監査委員の選任について採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

休憩します。

休憩 10時44分

再開 10時44分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

◎ 日程第5 請願第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、請願第1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書の提案説明を行います。

皆さんご存じのことと思いますが、消費税は、価格に上乘せした消費税額から仕入れや経費で支払った消費税額を差し引いた金額の年間の総額が消費税の納税額になります。政府は、消費税導入に際しまして事業者免税点制度というのを設けました。現在は、年間売上額が1,000万円未満の事業者を該当としています。その理由としては、国税庁は小規模事業者の納税事務負担等に配慮したものと説明をされています。

2023年10月から導入が予定されていますインボイス制度が実施されますと、免税業者から仕入れた分の消費税を差し引くことができなくなり、免税業者は、課税業者になるか、取引から排除されても免税業者を続けるのかという選択を迫られることになります。

財務省は、このインボイス導入で約2,480億円の増収を見込んでおりまして、新たに課税業者になる事業者数を免税業者の4割に当たる161万業者と算出をされています。インボイス導入により、1事業者当たり平均で15.4万円の新たな負担増が課せられることになると言われています。免税業者にとっては、課税業者か免税業者かどちらを選んでも確実に経営を圧迫し、小規模事業者の体力では廃業の危機に立たされることは避けられません。

伊根町でも多くの観光業、小売業、漁師、農家が免税業者ではないのかなと思っております。農業で見ますと20年の政府調査では、販売農家107万戸のうち、販売金額1,000万円以下は94.5万戸で約9割です。この9割の免税農家がインボイス制度導入で取引から排除されるか、新たに納税義務と煩雑な事務負担を伴う課税業者にならざるを得なくなるということになります。

また、シルバー人材センターについて付け加えますと、シルバー人材センターの会員は請負契約に基づいて働き、配分金を受け取っています。その配分金に係る消費税が含まれています。つまりシルバー人材センターからは消費税も含めて支払っているということになります。本来、会員の皆さんは、個人事業主として受け取った配分金に係る消費税は税務署に申告納税する必要がありますが、消費税法上、課税売上げとして受け取る金額が年間1,000万円以下であるために、ほとんどの会員は免税業者として取り扱われ、申告納税する必要は現在ありません。インボイスが導入された場合、会員が課税事業者となるか、またシルバー人材センターが会員への配分金に含まれる消費税分を負担するか、このいずれかを選択することになります。

しかし、配分金は少額であることから、高齢者が必要な手続を行うことは現実的に無理であり、シルバー人材センターが会員への配分金に含まれる消費税分を負担することを選択せざるを得ないのではないかというふうに思います。しかし、シルバー人材センターは公益社団法人で利益を上げる団体ではないため、会員の消費税分を負担する余力は恐らくないので、運営は破綻をしかねないというふうに思っております。

生きがい就労の対価程度しかない会員の僅かな収入に対しまして消費税を課すというのは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぐことになるのではないかと、そういうふうに思います。物価の高騰が事業者を苦しめているこの時期にインボイス制度を導入することは、廃業を加速するものだろうと考えます。

つきましては、この請願の要旨をご理解いただきまして、ぜひとも採択に向けての議員の皆様
の検討をお願いいたしまして趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） お諮りいたします。請願第1号については会議規則第91条第2項の規定
により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 私も、様々なところからインボイス制度についてはご意見を頂戴して
おります。省略せずに委員会付託としていただきたいというふうに思います。

○議長（佐戸仁志君） 休憩します。

休憩 10時51分

再開 10時52分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

ただいま議題となっています請願第1号「インボイス制度実施中止を求める意見書」を政府に
送付することを求める請願書は、常任委員会、総務委員会に付託することにしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5、請願第1号「インボ
イス制度実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書は、総務委員
会に付託することに決定しました。

◎ 日程第6 発議第2号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、発議第2号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議
についてを議題とします。

お諮りします。本案につきましては調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明
及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略
します。

これから発議第2号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを採決
します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したが
って、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 10時55分

再開 11時08分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

◎ 日程第7 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第7、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議
題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長、議会運営委員長及び広報特
別委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書
が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とす
ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉
会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

上程された案件を議了し、無事閉会の運びとなりました。議員改選後の初議会でありましたが、議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なるご協力を賜り心からお礼を申し上げます。

本年もコロナウイルス感染症の流行が多く発生しました。第8波の一日も早い収束を願っております。

また、町長部局の皆様と力を合わせ、伊根町の活性化に向けて取り組んでいかなければならないと思っております。

吉本町長をはじめ幹部職員の皆さん、本年もあと僅かとなりました。年未年始、何かと多忙と存じますが、ご自愛いただきまして、町政の積極的推進にご尽力をお願い申し上げます。皆様の2023年がよい年であることを祈念し、閉会の挨拶とさせていただきます。

皆様、大変ご苦勞さまでした。

閉会 11時11分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員